

## 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和 7 年度 単価契約くすの木パーキング浸水被害者対応業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 大吉 雄人 津市広明町 297 番地
契約締結日	令和 8 年 1 月 26 日
契約の相手方の 氏名及び住所	楠井法律事務所 三重県津市栄町 2-466
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 55,000.00- (基準単価)
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 55,000.00- (基準単価)
随意契約による こととした理由	<p>本業務は、令和 7 年 9 月 12 日に四日市市諏訪栄町ほか地内のかくすの木パーキングにおいて発生した駐車車両浸水事案の被害者（以下「被害者」という。）に対して、金銭的支出を行う行政庁である三重河川国道事務所の代理人が国の支出方針等及び法的見地に基づき、被害車両を所有する被害者それぞれについて、被害状況等の聞き取り、被害額を証明する資料の収集、それらに基づく適正な支出金額の算定、被害者との交渉、示談書締結等の必要な対応を実施するものである。</p> <p>浸水被害を被った被害者それぞれについての対応は短期間に集中する可能性が非常に高いため、専門的知識を有し、法的見地に基づく適切な対応が可能な弁護士を行政庁の代理人とし、その対応に当たる事が必須であり、履行期間内に多数の被害者に対応するためには多数の弁護士が必要となる。</p> <p>楠井法律事務所は、三重県内に法律事務所を構える弁護士が加入する団体「三重弁護士会」において、唯一 10 名以上の弁護士を抱える法律事務所である。</p> <p>さらに、同法律事務所の代表である楠井嘉行弁護士は、複数の行政訴訟において自ら行政側の代理人を務め、行政側の立場や事情をよく理解し、その行政訴訟における行政側代理人としての経験も非常に豊富である。</p> <p>以上より、「三重弁護士会」において本業務を遂行するために必要な要件を備えた唯一の契約対象機関である楠井法律事務所と随意契約するものである。</p> <p>適用法令：会計法第 29 条の 3 第 4 項 予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号</p>
備考	